別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び受験申込受付場所

受験地	申込用紙等交付場所・受験申込受付場所	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第二合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎	022(263)1111
埼玉県 栃木県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都 千葉県	東京国税局人事第二課	100―8102	千代田区大手町１丁目３番３号　大手町合同庁舎３号館	03(3216)6811
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
	②（持参による受験申込みの受付場所） 名古屋第二国税総合庁舎１階会議室(注)	―	名古屋市中区三の丸３丁目２番４号　名古屋第二国税総合庁舎	―
大阪府 兵庫県	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第三号館	06(6941)5331
	②（持参による受験申込みの受付場所） ＯＭＭビル地下１階(注)	―	大阪市中央区大手前１丁目７番31号	―
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市中央区二の丸１番２号　熊本合同庁舎１号館	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

(注)　②では、郵送による申込用紙等の請求及び郵送による受験申込みは、一切受け付けない。
なお、②が開設される平成26年５月13日（火）から同年５月23日（金）までの間（土曜日及び日曜日は除く。）に限り、②においても来場した者に対して申込用紙等の交付を行う。

公告

裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９８号

京都市左京区下鴨中川原町19番地
債務者　福永　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５４号

広島市佐伯区五日市１丁目８番29―303号
債務者　門脇　修二
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２４号

広島市中区幟町10番10―402号
債務者　岡迫　　晃
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一久保直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号

広島市南区青崎２丁目23番15―201号
債務者　小野　健吉
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号

宮城県大崎市古川中里１丁目11番32号　佐藤アパートＢ棟101号、従前の住所宮城県大崎市古川休塚字下山13番地８
債務者　三神　衣里（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１８号

山形市青田１丁目７番25―８号
債務者　髙橋　温子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号

愛知県大府市横根町家下112番地の３、前住所愛知県大府市大東町１丁目768番地の４
債務者　田村　文雄
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部